

令和 5 年 7 月 10 日

第 7 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第7回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員 黒淵地区 坂田敏之、大塚哲治

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号2 による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和5年第7回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番石松雄平委員、3番穴井英雄委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年7月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

 議案第1号番号1、農地の所在は、大字黒淵字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は畑、面積は、457㎡です。権利の種別は3条無償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の拡大ためです。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料の1ページが許可申請の写しです。2ページに自作農地の田が5,845㎡、畑が1,848㎡、合計7,693㎡です。3ページ作付け予定の作物と農機具等の保有状況が記載されています。4ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。

5 ページが周辺地域との関係、6 ページが地域との役割分担の状況です。7 ページ航空写真の位置図、8 ページが現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

1 番 この案件については、7 月 7 日に私と梅木委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。申請地は、譲り渡し人が農地の管理が出来ないため今後の管理をお願いしたいという要望があり、所有権移転を申請しているようです。周辺の営農の利用状況をみても問題はないと思われます。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 8 ページの写真を見ると雑木がありますが、申請地はこういう場所ですか。

事 務 局 申請地は、雑木がある状態です。今回、作付け作物が椎茸ということで、椎茸を栽培するには適地ではあります。もし椎茸ではなく、陽性作物の野菜等を申請地に栽培するならば問題があると思われますが、椎茸を栽培するのであれば問題はないと考えております。

5 番 買い手の方は、農家でしょうか。

1 番 水稻を作付けしている方です。

事 務 局 専業農家ではないと思われますが、水稻等は作付けしています。申請地の隣接農地は、買い手の方が所有しており、一緒に管理をしていくようです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 3 議案第 2 号番号 1 から番号 2「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 3 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）であります、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求ます。令和 5 年 7 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の 2 筆です。登記簿地目は、田が 2 筆、現況地目も田が 2 筆です。面積合計 2,083 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号 2 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。登記簿地目は、田が 3 筆、現況地目も田が 3 筆です。面積合計 4,412 m²です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 賃借料料は、当事者同士が無償と決めればそれでもいいのですね。賃借料料の目安は、あるのでしょうか。

事務局 当事者同士が無償で合意しているのであれば問題はありません。現在は、賃貸借料の目安はありませんが、年間の平均賃貸借料を事務局が公表しています。ただし、この平均賃貸借料が実状に合わないこともあるので、当事者同士で賃貸借料を決めていただくしかありません。

7 番 番号 2 の所有者についてですが、今回の申請地の他に貸し付けている農地はあるのでしょうか。

事務局 他の所有地農地を貸付けている情報はありません。

7 番 今までは、誰かが作っていたのですか。

事務局 今回の申請地は、新規設定であるため今までは所有者世帯が耕作していたと考えられます。

5 番 例えばだが、賃借料が高額で減額してほしい耕作者がいたとします。しかし、所有者と相談が出来ない場合は、事務局が仲介に入ることはできますか。

事務局 基準となる金額が無いため仲介に入ることは、難しいと思います。変更する場合も当事者同士で決めていただくしかありません。

3 番 議案書に出ている借り手の方の耕作面積は、事務局は把握していますか。

事務局 議案書に記載している面積が耕作面積です。

3 番 他にも耕作している場所は、あると思うのですが。

事務局 恐らくですが、借り手の方は、部分的な農作業を請け負っている方なので耕作面積が少なく感じると思います。部分的な農作業を行った農地の面積は、利用権設定とは異なるので、耕作面積に含まれません。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 2 の
原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 から番号 2 の原案につ
いて同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 7 回総会
を閉会致します。

令和 5 年第 7 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

1 番

3 番